

徳島県周産期医療協議会設置要綱

(設 置)

第1条 周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、徳島県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 徳島県の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、搬送体制等）に関する事
- (2) 周産期医療情報システムに関する事
- (3) 周産期医療関係者の研修に関する事
- (4) H T L V－1 母子感染対策に関する事
- (5) その他周産期医療に係る諸課題及び妊娠・出産期を中心とした母子保健医療対策に関し必要な事

(組 織)

第3条 協議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から知事が委嘱する。

- (1) 周産期医療関係者
- (2) 県医師会及び医療関係団体関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 有識者

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故ある場合においては、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要のつど会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、会議に周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。

(部 会)

第6条 協議会は、専門の事項を検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、徳島県健康寿命推進課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 徳島県周産期医療検討会設置要綱（平成10年7月23日制定）は廃止する。

4 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

5 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。